

**令和 7 年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務
業務委託に係るプロポーザル審査要領**

1. 基本方針

「令和 7 年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」の業務委託にプロポーザル審査は、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性により受託候補者を選定するために行う。

2. 審査機関

企画提案の審査および受託事業者の審査は「令和 7 年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」受託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3. 審査の対象

審査の対象は、「令和 7 年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務業務委託に係るプロポーザル実施要項」の参加資格要件を満たしている事業者とする。

4. 審査の方法

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。評価は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査の 2 段階で行い、事前書類審査の上位 4 者に対してプレゼンテーション審査を行う。ただし、参加申込者が 5 者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う（参加申込者が 1 者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする）。

（1）事前書類審査 ※参加申込者が 5 者以上の場合のみ実施

提出された企画提案書及びその他提出書類について事前書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者として 4 者を選定する。

①書類審査結果通知

事前書類審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知する。

②評価基準

事前書類審査における評価基準は別表 1 のとおり。

（2）プレゼンテーション審査

企画提案書等をもとに、プレゼンテーションを行う。審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査項目ごとに評価点を算出する。審査員 3 名の合計点（満点 300 点）をその事業者の評価点（得点）とする。

①プレゼンテーションの実施方法

- ・ 1 者の持ち時間は、プレゼンテーションに 20 分以内、質疑応答に 15 分以内の計 35 分以内とする。業務提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。なお、追加の資料は一切認めない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- ・ 準備時間は 10 分とする。10 分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは 5 分間とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行うこと。
- ・ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは当連盟で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

②プレゼンテーションの参加人数

プレゼンテーションに参加する人数は、1 者 4 名までとする。

③評価基準

審査における評価基準は別表 2 のとおり。

④審査予定日時

日時：令和 7 年 7 月 30 日 (水)

※プレゼンテーション審査開始時間・会場等については、プレゼンテーション参加対象事業者へ当連盟より個別に連絡する。

5. 受託候補者の選定

- (1) プレゼンテーション審査の最高得点者を受託候補者（以下「候補者」という）として選定する。
- (2) 最高得点となる者が 2 者以上あるときは、審査員の合議により候補者を選定する。
- (3) いずれの提案者もプレゼンテーション審査が満点の 6 割の 180 点（満点 300 点）を下回る得点であった場合は、候補者を選定しない。
- (4) 上位の事業者が辞退または失格となった場合は、得点が高い者から順に候補者とする。

以上

令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務

プロポーザル審査要領

事前書類審査 評価基準

No.	審査項目	評価視点	配点
1	業務にあたっての基本的な考え方	本業務の目的や、本県の地域振興の課題を理解し、適切な実施方針が示されているか。	10
2	業務経歴	同種又は類似業務の実績から成果の確実性が期待されるか。	15
3	業務実施方法等	業務の目的に沿って、具体的な取り組みの提案がなされ、事業の実現性が確保されているか。	15
		業務の効果を増大させる提案が積極的になされているか。	15
		提案内容に照らし、業務スケジュールが妥当なものであるか。	15
4	自由提案	実施要項、仕様書に記載のない事項で本事業の目的に資する提案がなされているか。	5
5	業務実施体制	業務遂行のための実施体制が適切であり、担当スタッフが必要な能力や経験を有しているか。	15
6	提案資料	企画提案書の内容が質・量ともに適切で、わかりやすく作成されているか。	5
7	経費見積額	提案内容に照らし、経費は適正か。	5
合計			100

令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務

プロポーザル審査要領

プレゼンテーション審査 評価基準

No.	審査項目	評価視点	配点
1	業務にあたっての基本的な考え方	本業務の目的や、本県の地域振興の課題を理解し、適切な実施方針が示されているか。	10
2	業務経歴	同種又は類似業務の実績から成果の確実性が期待されるか。	15
3	業務実施方法等	業務の目的に沿って、具体的な取り組みの提案がなされ、事業の実現性が確保されているか。	15
		業務の効果を増大させる提案が積極的になされているか。	15
		提案内容に照らし、業務スケジュールが妥当なものであるか。	15
4	自由提案	実施要項、仕様書に記載のない事項で本事業の目的に資する提案がなされているか。	5
5	業務実施体制	業務遂行のための実施体制が適切であり、担当スタッフが必要な能力や経験を有しているか。	15
6	提案資料、プレゼンテーション	提案資料に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容に説得力があるか。本業務に対して熱意や積極性が感じられるか。	5
7	経費見積額	提案内容に照らし、経費は適正か。	5
合計			100